

第2章 アメリカ各州における企業の農地所有規制の動向

本章では、農業に対する企業の参入規制に関して、まず、アイオワ州での現地調査から得られた知見を中心として、これらの規制が登場してきた背景や基本的な特徴について述べる。次いで、こうした規制を実施しているいくつかの州における根拠法および規制の概要について、農業法に関する文献（McEowen and Harl, 2006）をベースとして紹介する。また最後に、近年の裁判事例においてこうした企業参入規制の合憲性が問われるという動きが生まれているので、そうした裁判の経過について概要を述べる。

1. 農業に対する企業参入規制とその背景

(1) 企業の参入規制の背景

そもそもこうした企業の農業への参入規制が始まったのは、大恐慌期における経験が背景にある。1930年代の大恐慌時に多くの農地が抵当に入ったが、これは大銀行などが大量の農地を取得したことによるものとされる（現地ヒアリング）。典型的な州としては、オクラホマ、カンザス、テキサスなどの州が該当し、これらの州でこれを防止するために企業参入規制が導入されていたのである。ただし、規制導入の経緯やどのような規制が導入されるかに関しては、州の置かれた歴史的・経済的条件によって異なっていると考えられる。例えば、アイオワ州などの自作農が主体の州と、南部のプランテーションが主体の州ではまた異なるし、それぞれ州毎に様々な事情に応じて州法を制定しているということができよう。

アイオワはその意味でアメリカの中でも小規模経営が成立できる土壌条件があり、非常にユニークな条件をもつ州であるといえる。これに対して西部に行くほど、土壌条件や気象条件から、大規模経営が必要となり、選択できる作目も限定されている。

なお、バージニアやサウスカロライナでは、農業への参入規制そのものは有していないが、税法により実質的にこうした規制が行われている。一定の面積を超えると、課税割合が急激に高まることで、企業による大規模所有を難しいものになっている。

(2) 借地の規制

企業による農業への参入規制は、家族経営農業を保護し、農業の大規模化を抑制することで、地域社会を維持していくという発想がベースにある（州法に明確に書きこまれている州もある）。従って、規制対象は農地の所有だけではなく、貸借や持分所有など農地の管理に関するあらゆる側面に及ぼさうという発想が見られる。逆に、会社による非農業目的での取得（所有、リース）は許容するという傾向がある。この点は日本と大きく事情が異なる。

アイオワ州も、企業に対して農地の取得（acquisition：所有、借地）を禁じている。た

だし、明確に禁止しているのは、農地の取得であり、農業経営そのものへの禁止ではない。しかし、農業を実施している法人への出資も禁止されている他、畜産加工業者による契約農業に関しても禁止している（ただし、この点に関しては最近これを部分的に認める事例が登場）点からすると、実質的に農業経営そのものも禁止されていると考えることができる。

(3) 連邦政府との関連

各州政府がとっている農業に対する企業参入規制は、基本的には州政府の権限で行なわれている規制政策であり、これらの規制には連邦政府は関与していない。どのような農業形態、土地所有構造、ひいては経済条件がそれぞれの州において望ましいかの判断は、州政府の正当な関心事項であり、州法においてもこうした言明がなされている州もある。

ただし、外国人の農地取得については連邦政府の関与がある。Foreign Investment Disclosure Act (FIDA, 1978)の規定により、外国人による農地取得は報告の義務が課せられており、連邦の農務省 (USDA) に対して報告がなされる。これは USDA が所管する農地保全などに関連する事項であることから、連邦政府が関与する余地があるためである。

基本的に、州政府は、監督権 (policing power) を有しているので、土地などの財産がどのように使用されているかについての関心を持ち、それを制度として反映することができる。これに対して連邦政府の権力は、領域や境界を画定することに関心が向かう性質を有している (domain power) ということができる (現地ヒアリング)。

(4) 規模の制限

いくつかの州において規定があるように、家族経営以外で農地所有が認められている事業体に関しては、その農地保有に対して上限面積が設定されている州も存在する (アイオワ州、ミネソタ州では 1,500 エーカー)。ただし、それがなぜ当該の面積なのかといった詳しい背景については今回の調査では把握できなかった。

(5) 借地経営の保護はない

アイオワ州でヒアリングした限りでは、借地経営に対する特段の保護措置はないと考えられる。どちらかといえば、借地者よりも所有者の権利を保護することにウェイトがあると考えられている (現地ヒアリング)。

ただし、借地契約の期間更新などについては、明確な規定があり、アイオワ州では州法 § 562.5 および § 562.6 に条件が次のように規定されている。

「借地契約の解除 (termination) のためには、当該年度の 3 月 1 日までに通告しなければならない。通告を行なった後、借地人が作物を収穫した段階で、契約は失効する。もしも作物がトウモロコシの場合には、別途合意なされている以外は、12 月 1 日までに通告しなければならない。」 (§ 562.5)

「40 エーカー以上の農地を借地し、耕作している場合には、貸主からの契約解除の通

知が上記の条件のもとでなされない場合には、契約期間終了後の翌年も耕作を継続することができ、もしくは既に取り交わした契約と同じ条件、期間で借地することができる。ただし、もしも契約条件に関して借地者の不履行があった場合には、通知がないことをもって契約が継続しうることにはならない。」

要するに、一定の決められた期日までに事前通告を行なえばよいとされており、借地契約を解消することに対する特別の措置は存在していない模様である。

(6) 農地所有に関しては、例外規定が存在

別途掲載した州法を参照しても分かる通り、農地所有に関しては基本的には禁止した上で、各種の例外を認めるようになっている。このなかには、家族をベースとした事業体（家族農業会社や家族農業パートナーシップ等）の他、NGO や宗教団体が含まれている場合もある。ネブラスカ州でも多数の例外が規定されているが、州内の最大の農地所有者は、モルモン教団であるという。

また認定農業会社（authorized farm corporation）を形成するのは、節税や株の継承を目的としたものが多いとされている。従って、こうした家族経営の行動は、企業の行動とは同列に論じることとはできないとされている。

2. 各州における企業参入規制: 根拠法とその概要

以下に、各州における企業参入規制の根拠法（主なもの）を掲げる（Community Environmental Legal Defense Fund の ウェブ ページ 参 照：
<http://www.celdf.org/AntiCorporateFarmingLawsinHeartland/tabid/130/Default.aspx>）。また各州がとっている規制に関して、McEowen and Harl (2006)からの引用により概要説明を掲げる。アイオワ州立大学の教授によるこの概要説明は、やや精粗があるが（特にアイオワ州に関しては詳細に述べられている）、農業法学の専門家の見地から、企業参入動向を要約するものであり、大局的な観点からこれまでの経緯と現在の状況を理解する上で参考になると考えられるからである。

各州における企業参入規制の詳細に関しては、Aiken (1991) による報告書があり、内山による邦訳（未定稿）が存在する。今回本報告書を作成するに当たり、企業参入規制が行なわれている9州に関して、Aiken が報告を作成した時点からの変化に関して、各州の州法に当たり検討を行なった。検討結果に関しては、巻末に資料としてとりまとめた。

(1) アイオワ州

・ 根拠法：アイオワ州法（Iowa Code）

Chapter 9H Corporate or Partnership Farming

Chapter 202B Swine and Beef Processors

[概要]

アイオワ州における企業の参入規制は 1975 年に遡る。この年に、「家族農業」会社および「認定」農業会社以外の会社による「追加的農地」取得について一時的禁止（モラトリウム）を課した（Iowa Code § 9H.1（1997））。1977 年には、モラトリウムは 1980 年 8 月 15 日まで延長され、「追加的」という用語は削除されると共に、禁止措置は家族トラスト、認定トラスト、遺言トラスト以外のトラストにまで拡大された。1979 年にはモラトリウムは永続的措置となった。1975 年規制は、卸売額 1,000 万ドル以上の牛・豚加工会社に対して州内でのフィードロット（と畜用牛・豚の飼養施設）の所有、経営、コントロールについて禁止した（Iowa Code § 9H.2（1997））。1988 年の改正では、加工会社は州内で契約生産された豚肉製品の製造・加工・販売に関して、直接的・間接的にコントロールしてはならないことになった（Iowa Code § 9H.2（1997））。

またアイオワ州法では次のような会社から詳しい年次報告の提出を求めている。すなわち、「農地を所有もしくは借地している、ないしは営農活動を行なっている」有限パートナーシップ；「自治体区域外で農地を所有している」会社・有限パートナーシップ・外国人の代理人となっている個人；「州内で農地を所有もしくは借地を有する、もしくは 10 日以上養鶏や畜産を飼養するための土地を所有または借地している、あるいはなんらかの農作物や果実など園芸作物の栽培に関わる契約を行なっている」すべての企業（被信託人として行動している場合を除く）；2,500 頭の豚もしくは 5,000 羽以上の飼養契約を結び、自己所有ではない土地で飼養をおこなっている飼養者が該当する。

認定農業会社は次のように規定される。すなわち、株主は 25 名以下であり、株主は全て自然人もしくは、自然人か非営利法人からの信託委任を受けている者でなければならない。

家族経営会社となるためには、会社は農業経営もしくは農地所有を目的として設立され、投票権のある株式の過半、もしくは株主の過半が親族から構成されると共に、株主は自然人であるかもしくは自然人の信託委任を受けたものであり、過去 3 年間の粗所得の 60 % 以上が農業に由来するものでなければならない。

1987 年にアイオワ州の企業参入規制は改正され、認定会社による土地取得〔借地も含む〕に対して 1,500 エーカーの上限が課された。1988 年には、この上限規模が、有限パートナーシップにも拡大された。認定農業会社と有限パートナーシップに対しては、若干の例外が設けられている。

1988 年 7 月 1 日より、個人は認定農業会社、認定トラスト、有限パートナーシップに関して、一度にひとつ以上のメンバーになることができなくなった。

1996 年に州法はさらに改正され、経済開発エリアにおいては、1,000 エーカーの土地所有と、追加的な借地として 280 エーカーまでの土地取得について、農業に積極的に従事しないという条件で外国企業に認めることになった。

1998 年には、一定の会社および協同組合に対して、640 エーカーまでの農地所有を許可

するよう改正された。法律が適用されるのは、「ネットワーク生産者会社」、「有限責任会社」、「生産者協同組合」、「生産者協同組合有限責任会社」である。

アイオワ州法は牛肉・豚肉分野における垂直的統合も禁止しており、「牛肉・豚肉加工業者がと畜向けの牛や豚を飼養するフィードロットを所有・経営・コントロールすることを禁止」している。ただし、協同組合が所有する加工業者には許可されている。とはいえ、許可が与えられていない会社は農地を所有・貸借する生産者を通じて、農業に関与する道が残されている。アイオワ州法の目的は、当初施行された時がそうであったように、農業生産のあらゆる側面にわたって加工企業によるコントロールに制限を課そうとするものである。とはいえ、隣接する州において、契約で畜産飼養を行ない、アイオワ州に輸送して加工することや、逆にアイオワ州内で飼養のみを行ない、隣接州へ輸送してそこで加工することについては、禁止されていない。

2004 年 7 月 1 日から効力をもつ州法の改訂により、加工会社に対して「直接的にも間接的にも養豚飼養のための契約を結んではならない」ことになった。この改訂では、協同組合に対する例外扱いを拡大すると共に、豚肉加工会社に対して州内の養豚経営への資金融資を行なうことや、あるいは州内で養豚のために直接的・間接的に契約を結んでいる個人に対して融資を行なうこと禁止した。この改訂された州法にのっとってアイオワ州法務長官は、スミスフィールド・フーズ（国内最大級の豚肉加工会社）に対して、改訂州法が施行される 2004 年 7 月 1 日時点で、同社がアイオワ州で行なっている事業が法律違反になるであろうと示唆した。これに対して、スミスフィールド社はアイオワ州の改正法が「黙示的通商条項」の観点で合衆国憲法違反ではないかと争う姿勢を見せた。2003 年初頭に、アイオワ南部連邦地区裁判所は、改訂された州法が違憲であるとの判断を示した。またアイオワ州議会は 2003 年の会期中に、違憲とされた州法の一部を改訂した。そして控訴審において連邦第 8 区巡回裁判所は先に出された地区裁判所の判決を無効とすると共に、当該裁判で考慮されなかった改訂条文にもとづいて再審査を行なうべきとの見解を明らかにした。また地区裁判所の判断では、法律制定において立法者に差別的な目的が存在したとする十分な証拠を挙げていない点、また法律が州間取引を差別しているとする十分な証拠を挙げていない点について巡回裁判所は指摘し、これらの観点からの再審を求めた。

この裁判は、2005 年にスミスフィールド社とアイオワ州法務長官との間での合意が成立し、決着をみた（その内容については後述）。(McEowen and Harl, 2006)

(2) カンザス州

・根拠法：カンザス州法 (Kansas Statute)

Chapter 17 Corporations

Article 59 Agricultural Corporations

17-5902 Annual Report

17-5903 Definitions

17-5904 Restrictions; Exceptions; Penalties

17-5907 Dairy Production Facilities; Establishment in County, Procedure (a) (1)

17-5908 Swine Production Facilities; Establishment in County, Procedure (a)

カンザス州の特徴として、企業の参入規制（養豚，酪農）に関しては，住民投票で賛意が得られれば，カウンティ単位で規制からの退出（opt-out）が認められるという点があげられる。その手続きは，州法（17-5907, 17-5908）で定められている。

〔概要〕

カンザス州はアメリカで最初に企業参入規制を導入した州である。1927 年に小麦生産会社（Wheat Farming Company）がカンザス州中西部の 5 千エーカーを所有して形成された。1930 年までにはその所有農地は約 6,5000 エーカーにまで拡大した。こうした土地所有の拡大が企業に対する否定的な世論にまで拡大した。この小麦生産会社は，やがて大恐慌期にいたると深刻な財政危機に直面し，最終的には破産することとなった。破産の申告により，優先株主は 1 ドル当たり 66 と 2/3 セントの償還を受け取ることができたものの，一般株主はなにも受け取ることができなかった。こうした対応が企業による農業経営に対してさらに否定的な印象を与え，政治家はアメリカ国内で最初となる企業による農地所有制限を立法化することになった（Kan. Stat. Ann. § 17-5901 et. seq. (1995)）。関連するカンザス州法は 1931 年から 1965 年に若干拡大されるまでほとんど変更は加えられなかった。1981 年には企業制限に関する州法が修正され今日見られるようなものとなっている。すなわち，企業および有限企業パートナーシップ（＝企業がパートナー），トラストに対して州内の農地所有と農業経営を禁止している。長期間にわたって農業法人の農地所有面積を 5,000 エーカーまでとする面積上限が設定されていたが，この制限は現在はない。農地所有において例外が認められているのは「家族経営企業」「認定農業会社」「有限責任農業会社」「養豚・酪農生産施設」である。1994 年にはさらに改訂され，契約による養豚経営，企業による養豚および酪農経営について，カウンティ毎に州法の適用如何について判断できるようにした。（McEowen and Harl, 2006）

(3) ミネソタ州

・ 根拠法：ミネソタ州法（Minnesota Statute）

§ 500 Estates in Real Property

§ 500.221 Restrictions on Acquisition of Title

§ 500.24 Farming by Business Organizations

オクラホマ州，ノースダコタ州に次いで，3 番目に古い規制を有する。

〔概要〕

1973 年にミネソタ州は農業会社によって「取得」できる農地面積を 5,000 エーカーまで

とする制限を廃止し、代わって特別な年次報告提出を農業会社に義務づける詳細な州法を成立させた。本州法では「家族経営」会社や「認定農業」会社以外の会社経営農場が規模拡大することも制限されている (Minn. Stat. § 500.24 (1995))。この法律は 1975 年には、さらに制限を強化したが、1994 年には酪農以外の畜産経営のための認定会社（「ミネソタ州に居住する生産者」によって 75 %以上の「運転資金 (control and financial investment)」が所有される場合で、自然人もしくは家族経営会社が資本投資の 75 %以上を出資する場合）への制限を緩和した。(McEowen and Harl, 2006)

(4) ミズーリ州

- ・根拠法：ミズーリ州修正法 (Missouri Revised Statutes)

Chapter 350 Farming Corporations

1993 年に州政府は、州内 3 カウンティを本規制から除外すると決定した。

[概要]

ミズーリ州は 1975 年にサウスダコタ州と同様の制限を課した (Mo. Ann. Stat. Ch. 350 (1995))。(McEowen and Harl, 2006)

(5) ネブラスカ州

- ・根拠法：ネブラスカ州憲法 (Nebraska Constitution)

第 22 条第 8 項 (Article XII-8) ... 1982 年に改正成立

一般に、「Initiative 300」と呼ばれる。

[概要]

ネブラスカ州は 1975 年に報告義務を課す州法を施行した。1982 年には、州内の不動産取得を会社やシンジケートに禁止する憲法改正案が住民投票により可決された (Neb. Const. Art. XII, § 1)。ただし例外として、家族経営会社、非営利法人、インディアン³の法人は許可された。さらにこのほか例外とされたものは、憲法の改正条項が発効する以前に取得していた農地、研究や実験のための土地、養鶏用の土地、アルファルファ加工のための農地、採種用農地、苗床や苗木畑、芝草地、鉱石採取権、非農業用地、債権回収のための土地、担保権設定、噴霧・肥料・収穫に関わるサービス提供、家畜先物取引、家畜購入後 2 週間以内のと畜ないし再販売がある。ネブラスカ憲法においては、「家族農業会社」は次のように定義される。すなわち、投票権を有する株主の過半数が家族員、もしくは家族員のために設置されたトラストによって所有されている農業会社であり、家族の範囲は民法上の 4 親等以内もしくは彼らの配偶者を含む。また家族員の少なくとも 1 名は農場に居住するか、もしくは日常的な農作業および経営管理に従事することとなっている。また

株主に関しては外国人、法人、パートナーシップであってはならないものの、こうした法人の構成員やパートナーが、株主の過半からみて4親等以内の人間から構成される場合にはその限りではない。

ネブラスカ州の憲法に対しては曖昧であるという提訴がなされたものの退けられた。Hall v. Progress Pig, Inc.の裁判では被告は養豚生産会社であった。会社の株主は日常的な作業や経営管理に従事していなかったばかりか、農場に居住していなかった。憲法ではこれらのいずれかを満たすことを求めているが、双方について要件を満たしていなかった。他の生産者が提訴し、被告企業が非家族農業会社であり、ネブラスカ憲法に違反して農地を所有していると訴えた。裁判所はこれに同意し、規定の合憲性を支持すると共に、株主に対して個人として日常的な営農活動に従事することを本規定が求めていると解釈した。しかし、2005 年末にネブラスカ州の連邦地区裁判所は、本規定が合衆国憲法の「黙示的通商条項」とアメリカ身体障害者保護法に違反しているとの判断を示した。州法務長官は上訴した (Jones, et al. v. Gale, et al., No. 8:04 CV 645 (D. Neb. Dec. 15, 2005))。 (McEowen and Harl, 2006)

(6) ノースダコタ州

・根拠法：ノースダコタ州法 (North Dakota Century Code)

Chapter 10-06.1 Corporate or Limited Liability Company Farming

もともと企業参入規制は、1932 年のノース・ダコタ州反企業農業法 (North Dakota Anti-Corporate Farming Act) として成立した。1981 年に議会は法律を改正し、法律に規定する例外を除いて、すべての企業もしくは有限責任会社の農地所有・農業経営を禁止した。

[概要]

ノースダコタ州では 1935 年以来、すべての法人に対して農業への従事を禁止している (N.D. Cent. Code § 10-06-01 (1976))。しかし、1981 年 7 月 1 日以来、州法では次の条件を満たす家族所有の農業法人を認めた。すなわち、株主 15 名以下でかつ株主が親族関係にあること、過去 5 年間の法人所得の少なくとも 65 %以上が農畜産業からの所得であること、passive investment income (配当所得や利子所得など) が 20 %を超えないこと、役員と社長が全員株主であること、株主の最低 1 名は農場に居住し営農に従事することが条件となっている。2003 年に下院議会を通過した州法案では、非家族員にも企業の株式取得を許すと共に、主たる株主は営農活動に従事する必要があるものの、農場に必ずしも居住する必要はないとされた。ただし、本法案は上院を通過することができなかった。 (McEowen and Harl, 2006)

(7) オクラホマ州

・根拠法：オクラホマ州法 (Oklahoma Statute)

§ 18 Corporations

§ 18-951 Prohibition on Forming- Exceptions

§ 18-955 Limitations on Ownership- Exceptions

§ 18-1020 Limitations Upon Real Estate Ownership

国内で最も古い企業参入規制をもつ（1907 年州憲法）が，1969 年の州最高裁判決により実効性を失った。その後，州法を改訂し，制限を課するようになった。

[概要]

オクラホマ州は州の成立以降，市部以外において土地を会社が保有することが，特別に認められた目的を除いて許可されていなかった。1969 年にオクラホマ州最高裁は本州法が会社による農地所有を禁じるものではないという判断を示した。その結果，1971 年にオクラホマ州は新たに農業会社に対して以下のような観点から制限を課す法律を成立させた (Okla. Stat. tit. 18, § 951 (Supp. 1979))。すなわち，①株主の種類，②株主の数（10 名以下），③非農業部門からの粗所得（最大 35 % まで）。(McEowen and Harl, 2006)

(8) サウスダコタ州

・根拠法：サウス・ダコタ州憲法 (South Dakota Constitution)

Article XVII Corporations

21 Corporate or syndicate farming prohibited- Definitions- Restrictions

22 Restrictions- Application

23 Loss of Qualification- Requalification or dissolution

24 Annual Report- Violations- Action and enforcement

根拠法は，もともとは州法（47-9A-16）。しかし，住民投票を要求する 3.5 万人の署名に基づいて憲法修正条項案 E (Amendment E) が提起され，1998 年議会で可決された。

[概要]

1974 年にサウスダコタ州は，1973 年のミネソタ州法に類した法律を制定した (S.D. Comp. Laws § § 47-9A-1, 47-9A-23 (1996))。1998 年に，サウスダコタ州の選挙民は，会社およびシンジケートに対して農地の権利取得を禁止する州憲法改正を支持した。ただし，数多くの例外条件が規定された (S.D. Const. Art. XVII, § § 21-24)。2002 年には，1998 年の憲法改正に対して，合衆国憲法の黙示的商業条項に違反しているとの判決が出された (サウスダコタ・ファーム・ビューロー会社 v. ヘーゼルタイン)。裁判所の判断が示された数週間後に行なわれた住民投票では，農業への企業の関与を広げるように憲法を再改正する案を住民が拒否した。2003 年には，連邦第 8 巡回裁判所では，先の裁判判断が支持された。(McEowen and Harl, 2006)

(9) ウィスコンシン州

・根拠法：ウィスコンシン州法（Wisconsin Statute）

Chapter 182 Miscellaneous Corporate Provisions; Turnpike Corporations

182.001 Corporations and trusts prohibited from owing or carrying on farming operations

[概要]

ウィスコンシン州は 1974 年に 15 人以上の株主で構成される農業会社を制限する法律を成立させた（Wis. Stat. Ann. § 182.001 (1994)）。(McEowen and Harl, 2006)

(10) 他の州の概要

[コロラド州]

1998 年に、コロラド州住民は商業的な養豚経営に対して制限を課す規制案に対して賛意を示した。この規制は同州が農業経営の組織や運営に対して加えた初めての制限となった。規制案で課せられた制限は、同意を得て法制化され、「商業的な養豚施設経営」に適用されることになった（Colo. Rev. Stat. §§ 25-8-501.1, 25-7-109, 25-7-138, 25-8-504 (1999)）。規制では、「豚の生体重量で 80 万ポンド以上を一度に飼養できる養豚施設、もしくは地方政府のゾーニングや土地利用規制の対象となる施設」が規制対象となる。規定においては規模上限規制を行なうため、次のような場合には合算してひとつの養豚経営と扱われるとした。すなわち、「共通のもしくは関連会社のもとでの所有や経営がなされ、また同一水系もしくはひとつながりの水系に対して畜産廃棄物が排出されるような場合」である。規制における「養豚施設経営（housed swine feeding operation）」とは、「建物内での養豚飼養、もしくは他の構造物においても、そこで豚を 12 ヶ月内に 45 日以上飼養を行ない、その内部では飼料栽培を行なわないような施設での経営」を意味している。なお、この法律は、地方政府が州規制を超える厳しい措置をとることを禁止していない。(McEowen and Harl, 2006)

[テキサス州]

テキサス州法では、肉牛の飼養と食肉加工を同時に経営することを会社に対して禁止している。ただし、フィードロットを所有したり経営したりすることは「肉牛飼養」にあたらないとしている（Texas Bus. Corp. Act Art. 2.01(B) (3) (1996)）。(McEowen and Harl, 2006)

[ウェスト・バージニア州]

ウェスト・バージニア州では1万エーカーを超える農地を法人が所有した場合には、1エーカーにつき5セントの特別税を課している。(McEowen and Harl, 2006)

[サウス・カロライナ州]

サウス・カロライナ州では、会社による農地所有が「少数者」によるものでない場合には、市場価格の6%の資産税が課せられることになっている。これは一般的な土地所有者に課せられる4%の税率よりも高くなっている(S.C. Code § 12-43-220(d)(1) (1995))。なお、この場合の「少数者」の所有とは、次のような条件が課せられている。すなわち、株主は10名以下、株主は個人に限定、外国人は株主として不可、株の種類は1種類に限定という条件である。(McEowen and Harl, 2006)

[ペンシルバニア州]

州レベルではなく、複数のカウンティで条例を制定している。

3. 企業参入規制に対する最近の情勢

2002年までの間に、企業参入規制に対しては4件の提訴がなされたのみであり、これら規制の正当性について問題提起されることは最近までほとんどなかったといえよう。またこれらの裁判において争点となったのは、こうした規制が合衆国憲法修正第14条に規定される平等保護条項(Equal Protection Clause)や適正手続条項(Due Process Clause)に違反しているという点である。しかし、係争の結果、裁判所はいずれの裁判においても「違憲性はない」との判断を示してきた(Chester, 2004)。

しかし、こうした流れは、2002年サウスダコタ州の連邦地区裁判所が示した判決(South Dakota Farm Bureau, Inc. v. Hazeltine)によって大きな転換を迎えた(ピットマン, 2005)。というのも黙示的通商条項という論点に基づいて、サウスダコタ州の企業参入規制に対して違憲判決が出されたからである。またつづいて、アイオワ州、ネブラスカ州においても同様な訴えが起こされた。これらは係争中のものもあり、最終的な決着は見えていないものの今後の企業参入規制の動向を考える上で、重要な論点を提起している。以下、時系列的に順次、サウスダコタ州、アイオワ州、ネブラスカ州の裁判についてその背景と経過をみていく。

(1) サウスダコタ州

i) ヘーゼルタイン訴訟の経過

企業の農業に対する参入規制に対して、最初の重要な判断が示されたのは、サウスダコタ州における連邦地区裁判所およびその控訴審としての連邦第8区巡回裁判所での判決である。以下、その概要について、主に内山(2005)に依拠して述べる。

①サウスダコタ・ファーム・ビューロー v. ヘーゼルタイン (ヘーゼルタイン I)

原告は、農業経営者、障害のある農業経営者、公共事業会社など 13 団体で、企業の農業参入を制限するサウスダコタ州憲法の修正条項 E の有効性をめぐってサウスダコタの連邦地区裁判所に提訴された。2002 年 5 月、裁判所は、修正条項 E が合衆国憲法における黙示の通商条項に違反していると裁定し、州による修正事項の施行を無効とする判決を下した (モツクリ, 2005)。

②サウスダコタ・ファーム・ビューロー v. ヘーゼルタイン (ヘーゼルタイン II)

上記裁判で敗訴した被告側である州法務長官が、判決を不服として、連邦第 8 区巡回裁判所に控訴した。2003 年 8 月、巡回裁判所は、地区裁判所の判決を支持し、州憲法の修正条項 E が、合衆国憲法の黙示の通商条項に反するとの判決を下した (モツクリ, 2005)。

なお、本件については、連邦最高裁に対しても上告したものの、最高裁が取り上げることを拒否 (deny to hear) した (※年月補足)。

ii) 黙示的商業条項

サウスダコタ州の裁判において言及されている合衆国憲法における黙示の通商条項 (dormant commerce clause) とは、次のようなものとして理解され、裁判において言及されている。

i) 合衆国憲法における商業条項

合衆国憲法は、第 1 条 (立法府) 第 8 節において、連邦議会が有する権限を規定しているが、その中で、「(3) 諸外国との通商、各州間ならびにインディアン部族との通商を規律すること」として、州間通商については、連邦政府の専権事項としており、州政府による関与が制限されている。

黙示的商業条項とは、商業条項において明示的には規定されていないものの、暗黙履に含意されていると認められる規制であり、例えば、州政府が州内外の経済主体に対して差別的な取り扱いをすることは、州間通商に対して影響を及ぼすものであり、結果的に連邦政府の専権事項を侵しているといった考え方がこれに当たる。

ii) 2 段階のテスト

州法が黙示的商業条項に違反するかどうかを検討する裁判所は、次の 2 段階のテストを行なうとされている。

「第 1 に、裁判所は、問題となる法律が州間の通商を差別するものか否か。通商条項の黙示の規制の文脈における差別とは、「経済的利害に関し、州内に利益を与え、州外に負荷を与えるような差別的取り扱い」を意味する。そして問題となる法律が差別的か否かを

判断する3つの「指標」が確立されている。すなわち、①その法律が差別的取り扱いを目的として立法化されているか、②その法律が差別的な効果を実際にもたらしたか、③その法律が州間通商を文面としても差別するものか、である。問題となる法律が差別的であると認定された場合、その法律は「厳密な精査」を受け、それが地域の正当な利益の実現を目指したものであり、その利益を達成するために他の可能な手段がないことを証明しない限りは、支持されることはない。

差別的でない法律でも、第2のテスト如何では違憲であると認定される可能性がある。第2のテストは、「バランス・テスト」(cf. *Pike v. Bruce Church*)と呼ばれており、問題となる法律が州間の通商に課す負荷が「推定される地域の利益と比較して明らかに過大である」場合は、取り消されることになる。」(ピットマン, 2005, 11頁)

そしてヘーゼルタイン訴訟において連邦第8区裁判所は、このうちの第1段階テストにおいて、サウスダコタ州憲法の修正条項Eが、差別的取扱いを目的として立法化されたこと(第1段階の①のテスト)が各種の証拠(州務長官発行のパンフレット等)から立証できるとして、違法性について判断した。ただし、これ以外の観点(テスト)からの判断は裁判所として行なうことを明確に拒否したとされている。すなわち、第1段階の②と③のテスト、および第2段階テスト(バランス・テスト)に関しては、裁判所としての判断を行なうことを拒否した(ピットマン, 2005, 12頁)。

このことから、アイオワ州の担当者も、サウスダコタのケースが他州へ影響することはないと考えられている。サウスダコタのケースでは、立法の意図(intention)が差別的かどうかという観点からのみ判断がなされ違法と判断されたものの、実際の条文の中身にまで立ち入って検討されたわけではなく、その意味で企業の農地所有における合法性そのものが精査されたわけではなかったと認識されている。従って、他の州への波及は限定的であろうとの指摘がなされた。ただし、同じ意味で、他の州においても法律作成において差別的な意図が明白であれば、サウスダコタのケースと同じように違憲と判断される可能性が大きいともいえよう。

またアイオワ州の担当者によれば、この州政府の「意図」については農業分野以外でも大きな議論になっているという。州政府による経済活動に関する関与の意図については、農業以外で3つの裁判が進行中であり、秋にも最高裁で判決がでると予想されている(ミシガン州が州内企業に対してインセンティブを提供している件などが裁判になっている)。しかし、州政府が州内の経済活動に対して正当な関心を持つのは当然という意見もあり、州政府による州内優遇措置と州間通商の連邦政府優位という憲法条の位置付けとの間で、どのような線を引くか、議論が続いていくものと考えられる。

(2) アイオワ州

1) スミスフィールド社との係争と合意の経緯

スミスフィールド社とアイオワ州政府との裁判の経過について、内山（2005）による翻訳および法務長官プレスリリース（Iowa Attorney General, April 6, 2006；http://www.state.ia.us/government/ag/latest_news/releases/apr_2006/hormel.html）をもとに述べる。

発端は、1999年9月2日にスミスフィールド社が自社の完全子会社であるマーフィー・ファームLLCを買収すると発表したことにある。マーフィーはアイオワ州内の農場が含まれていたが、この買収を行なうと、豚肉加工業者による養豚経営の所有・統制を禁じたアイオワ州法に抵触すると、アイオワ州法務長官（トマス・J・ミラー）は問題提起を行なった。

これにたいしてスミスフィールド社は取引内容を修正し、家族経営会社としてストッカー・ファームを設立し、このストッカーにマーフィーを買収させたのである。家族経営会社であれば、上記の州法に抵触しないからである。

ところがアイオワ州法務長官は、上記の買収が「見せかけ」のものであり、州法 9H.2 に違反するとして提訴した。

連邦地区裁判所の判決は、買収は「見せかけ」ではなく、州法 9H.2 の違反は認められないというものであった。

これを受けてアイオワ州立法府は州法を数次にわたって改訂したが、その修正は「アイオワ州における豚肉加工業者による活動の禁止事項を拡大」し、「アイオワの協同組合組織に対する例外事項を拡大」するものであった。

スミスフィールド社はこれらの修正に対して、州法の合憲性を問題提起する訴訟を連邦地区裁判所に起こした。スミスフィールド社の主張は、これら修正された州法が合衆国憲法における黙示的通商条項に違反するというものである。

アイオワ州南部の連邦地区裁判所は2002年7月22日に判決を出し、スミスフィールド社の主張を認め、アイオワ州法が黙示的通商条項に違反しているとの判断を示した。修正された州法が「文面の上でも、目的の上でも、効果の上でも、地域の利益のために州外の利益に対して差別的であり違憲である」との結論を出したのである。また連邦地区裁判所は、2003年1月22日に法務長官に対して、州法 9H.2 の施行停止を命令した。

こうした判決を不服としてアイオワ州法務長官は、第8巡回裁判所に控訴した。また控訴と並行して、アイオワ州議会は州法 9H.2 を修正し、協同組合に対する例外事項を削除した。2003年の州議会において州法 9H.2 は、州法 202B.201 に改訂された。

巡回裁判所は、本訴訟に判断を下すための基準として、「連邦地区裁判所が判決を下した当時の州法ではなく、現在の州法を精査しなければならない」とした上で、「9H.2 の改訂法が州間通商に対し違憲といえるほど差別的か否かを再吟味するため」に連邦地区裁判所に差し戻した。この決定は、2004年5月21日になされた。

連邦地区裁判所は、2004年12月30日に、本件の再審理を2006年3月13日から開始すると発表した。

しかし、一転して2005年9月16日に、当事者である州政府とスミスフィールド社との

間で合意が成立し、提訴は取り下げられることになった。この合意を踏まえ、また連邦地区裁判所の承認を得た上で、法務長官は州法 202B.201 のスミスフィールド社に対する執行命令停止に合意した。

以下ではこの 2005 年 9 月のスミスフィールド社との合意について概要を述べる。

2) スミスフィールド社との合意

上記で述べたように、畜産加工業者大手のスミスフィールド社とアイオワ州政府は、州法で禁じられている畜産加工業者による契約生産について裁判で争っていたが、2005 年 9 月 16 日に妥協する合意に達した。その結果として裁判所から「合意命令 (consent decree)」が公表された。その内容は、スミスフィールドの州内での契約生産を認める代わりに、契約農業者の保護や、自由市場からの購入 (25 % 以上)、環境保全関連の研究・普及費用などを同社に求め、その経済行為を州政府が求める枠でしぼるという内容のものである (詳しい内容については別掲 BOX を参照)。この種の同じ合意が、それ以降、カーギル社 (2006 年 1 月 19 日)、ホームエル社 (2006 年 4 月 6 日) とともに結ばれ、実質的に州政府のパッカー規制の例外が次々と作られているという状況にある。

なお、2006 年 8 月段階でアイオワ州法務長官事務所に対して行なったヒアリングでは、他の企業とも同様の件で、議論が進展しているとしているが、そうした企業が複数あるとしか言えないとの見解であった。

畜産加工企業に対する規制に関しては、地区裁判所での違憲判決の他、サウスダコタ州の裁判でも (控訴審である) 巡回裁判所から違憲判決が出されるという状況を検討するなかで、敗訴の可能性も予想されたので、こうした決着を決めたと考えられる。

3) 規則改定の議論はまだ始まっていない

上記のような畜産大手企業との決着がなされたものの、直ちに州法の改訂という段階には進んでいない。

というのも、畜産加工企業に対する規制に関しては、他の 3 州、(ネブラスカ、ノースダコタ、サウスダコタ) においても同様の裁判が進行中であり、これらの裁判の成り行きを現在は注視しているところであり、これらの州の判決を踏まえて州として検討する予定とされている。これらのうち、ノースダコタの裁判 (Crossland, Inc. v.) は 18 ヶ月以内のうちに、第 8 区連邦巡回裁判所から意見が出されるはずであり、この結果次第で改訂が検討される可能性がある (州政府へのヒアリング)。なお、改定対象が Iowa Code の 9H (農地規制) にも及ぶか、202B (畜産加工企業規制) についてのみかについても、上記の結果次第である。

州政府は州内の土地に対して合法的な関心を持つことができると考えられるものの、これと州間通商との関係をどう考えるかが主要論点になると想定される。

4) 決着に関する州政府の評価

アイオワ州においては、今回のスミスフィールド裁判以前から、かなり長い期間をかけて契約農業保護に関する政策を検討してきた。というものの経済力・交渉力におけるパワーバランスが圧倒的に企業に傾いているからである。実際、州法務長官事務所として、契約農家保護のためのチェックシート（Livestock Production Contract Checklist および Grain Production Contract Checklist）を作成したという経緯もある。

今回の裁判においても、スミスフィールド社と契約農家との関係を見ることで、セーフガードが必要と判断した。その結果が、スミスフィールド社との決着に反映されているとのことであった。

従来の契約においては、契約内容の非公開条件、契約内容について第三者の意見を求めることの禁止、企業からの報復的措置を防止できない、組合活動の禁止など、契約生産者にとって不利な条件が多数あった。とくに契約農家による組合結成（unionize）が、企業側の最大の懸念であったといえる。今回の決着では、農家が訴えて勝訴した場合には、裁判費用も企業が負担するなど各種のセーフガードが用意された。

また今回の決着は、裁判所が双方の合意事項を支持した上で命令（Consent Decree）したものであり、法的にも効力を有する。慣習法上は、契約農民の保護が判例として認められたものの指摘がなされた。

5) 市場からの評価

州の担当者によれば、市場からも今回の決着は好意的に見られているという。1998 年には豚肉価格は低迷したが、現在は過去にないほど持ち直しており、変動も少なくなっている。もっとも、変動が少ないのは、寡占化が進んでいる影響という考え方も成り立つ。現在の市場占有率は、スミスフィールド社：39 %、カーギル：17 %、ホームエル：16 %、タイソン（IBP）：13 %（いずれも概数）という状況であるとのことであった。

6) モニタリングは特にしていない

今回の決着に関して、州政府はモニタリングの仕組みを導入してはいない。問題があれば、生産者が苦情を州政府に報告すると期待しているが、実質的には困難かも知れない。過去の例では、タイソン社などにおいてこうした苦情を訴える農家を破産に追い込んだりしたとも伝えられており、今後どのように運用されていくか注視されているところである。

7) 今回の決着は農地所有問題に影響しない

アイオワ州におけるスミスフィールド社との決着は、畜産関連に限定されたものであり、州法で規定している農地所有規制に対する影響はないということであった。

州の担当者の見解によれば、企業は農地所有に対する関心はいまでは薄れており、直接農業を経営するよりもむしろ契約生産に向かっていること、また農地は農家にとっては資産であるが、企業にとっては減価償却ができないために資産としては重荷になるだけであるということで、あえて農地所有にまで関心を持たなくなっているとの指摘であった。

BOX アイオワ州とスミスフィールド社との合意内容

①契約生産者の権利

アイオワ州の契約生産者に対してスミスフィールド社は次のような一連の権利を認める。すなわち、「内部告発（whistleblower）」を行なう権利，団体に加入する権利，契約を留保する権利（contract producer lien），契約内容について公表したり議論する権利。

②スミスフィールド社に禁止される事項

(i) 強制：生産者の権利を行使した者に対して，報復措置や差別的扱いなどを強制することを禁止する。このことのなかには，契約の停止，改訂，あるいは契約で取引される投入資材の品質・数量・配達時刻の変更なども含まれる。

(ii) 資本投資：契約に定める資本投資以外の投資を追加的に求めることを禁止する。やむを得ない場合には適正な補償を生産者に対して支払う。

(iii) 仲裁（arbitration）：生産者との紛争を解決するためにスミスフィールド社は生産者に対して拘束力のある仲裁を課してはならない。

(iv) 自社工場：スミスフィールド社は自社工場でのと畜を 5 年間行なってはならない（但し，例外あり）。

③アイオワ生産者の団結権

もしも生産者が組織を形成するか，団体交渉権を行使した場合には，スミスフィールド社はこうした生産者に対して報復行為を行なわないこと，また誠実に交渉に望むことに同意する。

④補償と裁判費用の負担

もしスミスフィールド社が生産者との契約条件に違背し，その結果として生産者が損害を被った場合には，民事訴訟に生産者は訴えることができるものとし，もし生産者の訴えが認められた場合にはその損害を補償すると共に，裁判費用はスミスフィールド社が負担するものとする。

⑤市場アクセス／透明性

今後 2 年間についてはスミスフィールド社がアイオワ州内およびサウスダコタ州（Sioux Falls）の工場で加工する豚肉の 25 %は，同社関連会社からではなく公開市場から買い付けること。

⑥アイオワ州・サウスダコタ州立地工場の継続操業

これらの州内にある工業の操業継続の意思について法務長官に報告すること。もしもこの意思に変更が生ずる場合には、工場閉鎖等について 90 日以前に法務長官に連絡するものとする。

⑦環境保全プログラム

スミスフィールド社はアイオワ州立大学が実施する環境保全プログラムに対して、資金を提供すると共に関係生産者を派遣し、優良農法の実習を受けさせることとする。資金については、10 年間毎年 10 万ドルを提供するものとする。

⑧革新的養豚生産に対する助成金

アイオワ州に在住する市民や団体が養豚産業振興のために応募する助成金に対してスミスフィールド社が支援を行なう。助成金は、10 年間毎年 10 万ドルである。

これら合意の内容は、双方に対して拘束力を有するものであり、合意が得られた 2005 年 9 月 16 日から 10 年間効力を有するものである。

(3) ネブラスカ州

ネブラスカ州においても、2005 年 12 月連邦地区裁判所によって違憲判決が出された (McEowen and Harl, 2006)。

1) 背景

ネブラスカ州は、1982 年州憲法改正において、「イニシアティブ 300」 (Initiative 300, I-300) と呼ばれる企業参入条項を追加した。この法律においては、農業・畜産業に利用される農地を取得してはならないこと、また州内において農業・畜産業を営むことを禁止している。

原告は農業経営に従事しているが、I-300 条項により、彼らが実施しようとしている活動が阻害されており、そのため I-300 条項が合衆国憲法における「黙示的商業条項」、「平等保護条項」、「生命、自由、財産の保護条項 (Privileges and Immunities Clause)」に反しているとして訴えを起こした。また原告のうち 2 名は身体障害者であり、I-300 の規則が「家族のうち少なくとも 1 名は農場に居住し、農場に関わる日々の労働および経営に従事しなければならない」と規定している点で、身体障害者法 (ADA) に違反していると訴えた。

2) 判決 : Jones, et al. v. Gale, et al. (2005 年 12 月)

ネブラスカ州連邦地区裁判所（Federal District Court for the District of Nebraska）は、企業の農業経営を禁止するネブラスカ憲法の規定について、これを連邦憲法の「黙示的商業条項」の観点から、また身体障害者法（ADA）が禁止する身体障害者への差別に当たるとして違憲であるとの判決を示した。

ネブラスカ州法務長官（Nebraska Attorney General）は、これを不服として、第 8 区連邦巡回裁判所に控訴した。なお、本巡回裁判所は、過去 2 回にわたって、他の州における企業参入規制に対して違憲判決を出している裁判所でもある。今後の裁判の経過が注目される場所である。

4. 結語

以上、アメリカにおける企業の農業参入規制について、代表的な 9 つの中西部諸州を中心に概観した。

大恐慌期に主として形成されてきた家族経営保護を目的とした企業参入規制は、いまや転換点に差しかかりつつあるといえよう。サウスダコタ州やアイオワ州、ネブラスカ州において、こうした州法による規制が合衆国憲法違反であるとする判決が出つつあるからである。しかし、こうした動きは、直ちに州法の改訂につながるという段階にまでは至っていないことも確かである。

黙示的商業条項については、農業問題以外で、2 つの裁判が現在連邦最高裁判所で争われており、その結果がどうなるかが重要であるとの指摘もあった。またそもそも黙示的商業条項に関しては、裁判官によっても判断が分かれており、こうした考え方自体が 1820 年代に創造されたものに過ぎないという見方もある。さらに、サウスダコタのケースが連邦最高裁に上告された際に、最高裁が取り上げることを拒否（deny to hear）したという経緯もあるが、このことをもって、最高裁が黙示的商業条項を認めたということにはならないと考えられている。従って、連邦最高裁はこの件に関して判断をいまだ示していないといえる。

また 1989 年末時点で Aiken がまとめた各州法における企業参入規制に関して、10 年以上が経過してどのような変化があったかについて今回チェックしたものの、その後制度化された新たな法人形態（有限責任会社等）が盛り込まれている点や、（州法体系を改めたアイオワ州や州憲法を改正したネブラスカ州を除き）大きな変化は認められなかった。

他の分野での係争中の裁判も含めて、今後連邦最高裁判所において否定的な判断がなされれば、大きな変化も起きる可能性があるものの、現時点では法律そのものの抜本的な変化は生まれていない。むしろアイオワ州がスミスフィールド社との直接合意に向かったように、法律そのものは温存しつつ、実質的に従来の規制に例外を設けたりすることで風穴をあける例が今後増えていくことが考えられ、こうした実態面から州政府の政策動向を注視していくことがますます重要になろう。

付記

本報告書は、海外重要研究「先進諸国における地域経済統合の進展下での農業部門の縮小・再編に関する比較研究」(平成 17～19 年度)の一環として行なった海外調査(平成 18 年 8 月 10～18 日)において収集した情報をベースとして、とりまとめたものである。

本報告のための調査・海外出張に関しては、次の方々のお世話になった。記して深謝申し上げる。米国日本大使館・横山紳参事官、同・川本書記官、三重大学生物資源学部・内山智裕助手、Iowa State University/Beginning Farmer Center・John R. Baker 氏。

参考文献

- Aiken, J.D. (1991) *State Laws Relating to the Ownership of U.S. Land by Aliens and Business Entities*, December 31, 1989, USDA-ERS. (内山智裕訳, 「アメリカにおける法人の農地所有規制」, 未定稿)
- Chester, M. (2004) "Anticorporate Farming Legislation: Constitutionality and Economic Policy," *Drake Journal of Agricultural Law* 9: 79-102.
- McEowen, R. and N. Harl (2006) *Principle of Agricultural Law* (Spring 2006 Edition), Agricultural Law Press.
- 内山智裕 (2005) 『米国中西部における企業の農業参入規制法の合憲性』, のびゆく農業 962, 農政調査委員会。
- 内山智裕 (2006) 「米国における企業の農業参入規制の動向」『農業経営研究』44(1): 168-173。
- McEowen, R. and N. Harl (2006) "Federal Court Strikes Down Nebraska Corporate Farming Law," *Agricultural Law Digest*, January 6, 2006.
- ピットマン, H.M (2005) 「第 8 巡回裁判所における企業農業法の合憲性」, 内山智裕訳, 『米国中西部における企業の農業参入規制法の合憲性』, のびゆく農業 962, 農政調査委員会。
- モツクリ, B.(2005) 「ヘーゼルタイン訴訟Ⅱの概要」, 内山智裕訳, 『米国中西部における企業の農業参入規制法の合憲性』, のびゆく農業 962, 農政調査委員会。